

随意契約理由書

1 案件名称

校務支援システムファイルサーバ設定変更作業等業務委託

2 契約の相手方

日本電気株式会社 関西支社

3 随意契約理由

令和5年度に「大阪市共同学校事務室の組織及び運営に関する要綱」に基づき、共同学校事務室を設置することとなった。それに伴い、共同学校事務室に関連する教職員が利用する共有のフォルダ領域を構築するなどICT環境の整備が必要となった。

本業務委託は令和6年度に向けて、共同学校事務室に関連する教職員用のフォルダ構築等のファイルサーバ設定変更作業を委託するものである。

学校運営支援センターでは、平成24年度より校務支援システムの運用を開始し、学園および教育委員会事務局では各種業務（児童・生徒の出欠管理・成績管理、指導要録・学校日誌の作成、グループウェア等）を利用している。

本システムは日本電気株式会社が独自に開発したものであり、そのプログラム等具体的な内容は、他業者には知りえないものであるため、日本電気株式会社が本業務を行うことができる唯一の業者である。

したがって地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、日本電気株式会社関西支社と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 学校運営支援センター 給与・システム担当

統合校務支援システムグループ（電話番号06-6115-8059）